令和４年８月

会 員 各 位

青　色　情　報

青報 0403
事　務　局
☎３５１－４１５９

§消費税インボイス制度について（Ｑ＆Ａ）§

令和５年 10 月１日から導入される消費税インボイス制度(適格請求書保存方式)について、お問合せの多い主な事項を抜粋し、まとめました。（詳細は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】の「特集　インボイス制度」でご確認下さい。）
尚、９月と 10 月に消費税インボイス制度説明会を開催いたしますので、同封の開催案内をご確認の上、お早めにお申し込みください。

Ⅰ　適格請求書等保存方式の概要等

(適格請求書等保存方式の概要)

問１　適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要を教えてください。

【答】 令和５年 10 月１日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。 適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。 また、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）開始後、6 年間（令和 5 年 10 月から令和 11 年 9 月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。 なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。 この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- 令和 5 年 10 月 1 日から令和８年９月 30 日までは仕入税額相当額の 80%
- 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年９月 30 日までは仕入税額相当額の 50%

インボイス制度の概要について詳しくお知りになりたい方は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問１」をご覧ください。

Ⅱ適格請求書発行事業者の登録制度

(登録の手続)

問２　適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】 適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出する必要があります。 登録申請書は、e-Tax を利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業 者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。詳しくは、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に掲載されている「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Tax ソフト（WEB 版））」等をご覧ください。 なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局（沖縄国税事務 所を含みます。以下同じです。）のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地や登録申請書等の様式については、インボイス制度特設サイト内 「申

請手続」をご覧ください。登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。 また、適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」 において公表されます。 なお、免税事業者が登録を受ける場合の手続については、問５《免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。

（登録申請のスケジュール）

問４ インボイス制度が始まる令和５年10月１日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

【答】 インボイス制度が始まる令和５年10月１日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和５年３月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Tax を利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。 なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」といいます。）が 令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中である場合は、 課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。（詳細については、 問５《免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。）

（免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合）

問５ 免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。

【答】 免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和５年10月１日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。 したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

（注） この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和５年10月１日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません。

（課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間（個人事業者の場合））

問６ 個人事業者が、令和５年10月１日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合における、令和５年１月１日から令和５年12月31日までの課税期間（令和５年分）の消費税の申告について具体的に教えてください。

【答】１. 令和５年分について免税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合（登録に際して令和 5 年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除きます。） 令和 5 年分について免税事業者である個人事業者が令和５年10月１日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合（令和５年10月１日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令

和 5 年 10 月 1 日から生じることとなります。）には、登録日である令和 5 年 10 月 1 日以後は課税事業者となりますので、令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和 5 年分の消費税の申告が必要となります。

《免税事業者に係る登録の経過措置》

（例） 免税事業者である個人事業者が令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるため、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出し、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けた場合、課税選択届出書の提出なしで、登録を受けることができます。

２. 令和 5 年分について課税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合（登録に際して令和 5 年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を含みます。） 令和 5 年分について課税事業者である個人事業者が令和5年10月 1 日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで）中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和 5 年分の消費税の申告が必要となります。

（参考） 令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの課税期間（令和 4 年分）について免税事業者である個人事業者が令和 4 年中に登録の通知を受けたとしても、 適格請求書発行事業者の登録日は令和 5 年 10 月 1 日以後となりますので、令和 4 年分の消費税の申告は必要ありません。

（簡易課税制度を選択する場合の手続等）

問７ 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

【答】 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和 5 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（登録の任意性）

問９ 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

【答】 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、 適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。 ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。 また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。 一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

（参考） 簡易課税制度を選択している場合であっても、売手として適格請求書を交付するには、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。なお、簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、仕入税額の計算のための適格請求書の保存は不要です。

Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

（適格請求書に記載が必要な事項）

問 12 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

【答】 適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。）。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、適格請求書として必要な事項（上記①、④及び⑤の 下線部分）を記載することが必要です。 なお、適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。 適格請求書の記載例等については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 43」をご覧ください。 取引の全てが標準税率の対象品目であった場合の記載事項については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 60」をご覧ください。

（参考） 令和 5 年 9 月 30 日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載したり、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を令和 5 年 9 月 30 日以前に交付しても差し支えありません。 詳細については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 62」をご覧ください。

Ⅳ 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

（免税事業者からの仕入れに係る経過措置）

問 13 インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

【答】 インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。 ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。 経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

・ 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは仕入税額相当額の 80%

・ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは仕入税額相当額の 50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。 詳細については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 89」をご覧ください。 インボイス制度の下での仕入税額控除の要件については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 68」をご覧ください。